

掛川市告示第17号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月14日

掛川市長 松井三郎

第1条中「掛川市障害者自立支援法施行細則」を「掛川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」に改める。

第3条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「、同条第2項」を「又は同条第2項」に改め、「又は同法附則第20条の旧法施設支援（入所に限る。）」を削る。

別表第2備考(2)中「障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。